

ATM等による一日あたりのご利用限度額について

JAバンク京都では、昨今のキャッシュカード犯罪の社会問題化を踏まえ、偽造・盗難カードによる被害からお客様の貯金をお守りするため、平成18年10月16日（月）よりICキャッシュカードの取扱いを開始し、併せて、ATM等による一日あたりのご利用限度額を以下のとおり改定させていただきます。お客様にはご不便をおかけする場合もあるかと存じますが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

1. ICキャッシュカード取扱開始日およびご利用限度額改定日

平成18年10月16日（月）より

2. 当組合で設定しているご利用限度額

(1) 口座開設JAおよび府内JAのATMをご利用の場合

カード種類	磁気のみ対応のATM	IC対応のATM
磁気キャッシュカード	50万円	
ICキャッシュカード	50万円	100万円

(2) 他府県JAおよび他行のATMをご利用の場合

カード種類	磁気のみ対応のATM	IC対応のATM
磁気キャッシュカード	50万円	
ICキャッシュカード	50万円	100万円（※）

※他府県JAのATMでお取引の場合には平成19年1月3日まで、他業態のATMでお取引の場合には平成19年5月5日まで、磁気キャッシュカードのご利用限度額（50万円）が適用されますのでご注意ください。

（注意事項）

- ① 対象となるお取引はキャッシュカードによるお引き出しです（振替、振込を含む）。(2)には郵便局でのお引き出し、デビットカードによるお取引を含みます。
- ② JAのICキャッシュカードは、従来の磁気ストライプのキャッシュカードにICチップを搭載した併用型キャッシュカードです。したがって、ICキャッシュカードに対応していないATMでも、磁気ストライプを使った取引が可能です。（例えば、(1)の場合、ICキャッシュカードを用いてIC対応のATMから50万円引き出した後、磁気のみ対応のATMから引き出すことはできません。）
- ③ お取扱いにかかる手数料は「ご利用限度額」に含みません。

3. 一日あたり口座単位利用限度額の個別設定のお手続きについて

上記ご利用限度額は、当組合が定めている個別設定額（ICキャッシュカード、磁気キャッシュカードともに200万円まで）の範囲内で、お客様が希望される限度額に変更することができます。ご利用限度額の変更を希望される場合は、JA窓口にてお手続きください。

なお、磁気キャッシュカードで一日あたりの口座単位利用限度額を個別設定されているお客様が、ICキャッシュカードに切り替えられた場合、あらためてICキャッシュカードのご利用限度額の設定をお願いすることとなりますので、ご了承ください。

◆◆ご不明な点は、JAの窓口でおたずねください。◆◆